

【商品概要説明書】



大阪府警察信用組合

住宅諸費用ローン

(令和8年2月2日現在)

商品名	住宅諸費用ローン
ご利用いただける方	次のすべての条件を満たす方 ①お借入時満18歳以上満65歳未満の方 ②現職の組合員で勤続年数が1年以上の方 ③全国保証株の保証が受けられる方
資金使途	・登記費用、税金、未払利息等の「住宅・土地の取得」又は「住宅ローンの借換え」に伴う諸費用 ・ご自宅の売却を伴う住み替え時に発生する諸費用等（現在のご自宅の取得の為に借入れた資金の残債務の一部を含めることができます）。 ※残債務の一部は当組合所定の計算方法により算出します。 ※当組合の住宅ローンと併用する場合があります。
ご融資の限度額	・1,500万円以内（1万円単位）
ご返済期間	・1年以上40年以内（1年単位） ※併用する住宅ローンの融資期間内とします。
金利	<変動金利型> ・お借入時の当組合所定の基準金利を基準としてお借入金利とします。お借入後の金利は、4月1日・10月1日の基準金利を基準として、年2回見直しを行い、それぞれ6月及び12月の約定返済日の翌日から新しい金利を適用いたします。
ご返済方法	・「元金均等返済」と「元利均等返済」からお選びいただけます（返済方法の切替えも可能です。）。 ・「毎月返済」と「毎月返済と賞与月（年2回）」からお選びいただけます。 ※元金均等返済とは ・毎回一定の元金に利息を加えた金額をご返済いただきます。 ・元利均等返済と比較すると、元金の減少が早くなるため、同じお借入期間の場合、総支払利息は少なくなります。 ※元利均等返済とは ・毎回一定額（元金及び利息の合計額）でご返済いただきます。 ・元金均等返済と比較すると、お借入当初の返済額は少ないですが、同じお借入期間の場合、総支払利息は多くなります。
担保	・一定の条件を満たす場合、無担保でのお取扱いが可能です。（無担保でのお取扱いができない場合は、新たに取得されるご自宅に対して、抵当権を設定していただきます。 ※設定に関する費用は、お客さま負担となります。
保証	・全国保証株が保証しますので、保証人は原則として必要ありません（保証料は当組合負担。）。
団体信用生命保険	・ご加入いただけません。
手数料	・繰上返済手数料及び条件変更手数料等の手数料は無料です。
苦情処理措置・紛争解決措置	[苦情処理措置] ご契約内容や商品に関する苦情等は、営業店又は業務部にお申し出ください。 【大阪府警察信用組合業務部】 06-6941-2003 受付日：月曜日～金曜日（祝日及び組合の休業日は除きます。） 受付時間：午前9時～午後5時 なお、苦情等対応手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://osaka-keishin.co.jp/ [紛争解決措置] 公益社団法人民間総合調停センター（電話：06-6364-7644）又は東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）で紛争の解決を図ることも可能ですので、上記当組合業務部又はしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから直接、民間総合調停センターや仲裁センター等にお申し出いただくことも可能です。 なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京都以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。 ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

	②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決にあたります。 ※移管調停、現地調停は、全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受 付 日：月曜日～金曜日（祝日及び協会の休業日は除きます。） 受付時間：午前９時～午後５時 電 話：０３－３５６７－２４５６ 住 所：〒１０４－００３１ 東京都中央区京橋１－９－５
その他参考事項	・退職時にお借入残高がある場合は、原則として退職手当で全額返済していただきます。 ・審査の結果によっては、ご利用のご希望にそえない場合もありますのでご了承ください。
お申込時の必要書類	・ローン申込書一式……当組合窓口にご用意しております。 ・所得証明資料……源泉徴収票又は給与等支給明細書（直近の写し） ・本人確認書類……運転免許証、個人番号カード等 ・資金使途証明資料……（住み替え時）売買契約書、媒介契約書、ご売却物件にかかる債務の残高証明書又は計算書等（そ の 他 ） 見積書、請求書等の事実を証明する書類 ・当組合のお届印 （ご自宅に抵当権を設定していただく場合） ・印鑑証明書 ・実印